

平成20年度第4回 青森県行財政改革推進委員会
議 事 概 要

開催日時 平成21年2月23日(月) 13時40分～15時40分
開催場所 青森県庁西棟8階大会議室
会議次第 1 開会
2 議事
(1) 青森県行財政改革実施計画案について
(2) その他
3 閉会
出席委員 木立委員長、石田委員、小形委員、熊澤委員、須藤委員、鶴海委員、藤村委員、
柳澤委員、若山委員(以上9名)
県側出席者 海老原総務部長、吉田行政改革・危機管理監、小寺総務部次長、福田財政課長、
石川行政経営推進室長ほか

議事要旨

1 開会

小笠原行政経営推進室副参事：ただ今から、平成20年度第4回青森県行財政改革推進委員会を開会いたします。本日は、委員12名中9名の御出席をいただいております。

それでは、早速ですが、ここからの議事については、木立委員長にお願いいたします。

2 議事

木立委員長：それでは、議事に入ります。

本日の議題は「青森県行財政改革実施計画案」についてです。「行財政改革大綱」については、昨年12月に策定されたところですが、今回は、それに基づいた「実施計画」の案が示されております。それでは、県側から説明をお願いします。

吉田行政改革・危機管理監：それでは、私から「青森県行財政改革実施計画(案)の概要」について、ご説明申し上げます。

(資料1、参考に基づき説明)

引き続き、実施計画(案)の本文について、石川行政経営推進室長から説明します。

石川行政経営推進室長：それでは、私の方から、今回とりまとめました「青森県行財政改革実施計画(案)」について、かいつまんでになりますのご説明申し上げます。

(資料2に基づき説明)

木立委員長：どうもありがとうございました。ただ今ご説明いただきました「青森県行財政改革実施計画(案)の概要」及び「青森県行財政改革実施計画(案)」について、時間の関係で説明がされなかった部分も含めて、委員の皆様からのご意見・ご質問等をお願いします。

石田委員：感想も含めて少しお話しさせていただきたいと思います。大綱に則って「青森県行財政改革実施計画(案)」を提示いただきましたけれども、この内容を見ますと、改めて大変な項目内容になっているなど今感じているところでございます。

その上に立って、これから実際にそれを行っていくに当たっての検証についてお願いがござい

ます。検証に際しては、取り組み、やろうとしていることがどこまで進んでいるのかという検証が1つあるかと思いますが、同時に、やってきたことが県民にとってどういう結果を残しているのかについても併せて検証していかなければならないと思います。やったことが結果として県民にプラスになってこなかったということなどがあれば、速やかにそれをまた改善していくということも必要になってくるのではないかと思いますので、そういったことについてお願いを申しあげておきたいと思っておりました。

また、個別の項目について、実際何をやっているのか分からないところもたくさんあるので、少しお聞きしたいのですが、「民間委託の推進」(11ページ)の検討項目4番の「環境放射線モニタリングに係る試料採取等業務」は、これらの業務を廃止するという意味ではないですよ。中身を少し詳しく教えていただければと思います。

また、検討項目7番の「あすなる医療療育センター給食業務」と、「県立医療療育センター(あすなる、さわらび)の管理運営体制の見直し」(20ページ)が出てきておりますが、これについても、どのように見直しを考えているのかについてご説明いただきたいと思います。とりわけ、障害をもっておられる方々の医療に関わることで、非常にそういう方々にとっては大きな影響が考えられる部分であると思いますので、少しご説明いただければなと考えているところです。

石川行政経営推進室長：石田委員から非常に大事な視点といえますか、ご意見をいただきました。行財政改革大綱は、新たな基本計画をしっかりと下支えする形で様々な改革を行うというのが大方針でございますけれども、それが行き過ぎてといえますか、県民にいらぬ痛みが生じるということは、やはり避けていかなければならないものであります。

ただ、改革を行う上で全く県民に痛みを与えない改革というのはおそらくないであろうと思います。県の財政事情を考えながら、新たな政策に向けて財源を生み出していくためには、不要なものについては止めていかざるを得ない。しかし、不要なものとはいってもこれまでやってきたわけですから、全く不要というものはないわけです。

そういう意味では今回、「青森県行財政改革実施計画(案)」を進めていく上で、県民に痛みを与えない計画というのではないわけですが、その中での様々な工夫をしながら、やはり県民の目線に立っての改革でなければならないということを肝に銘じておかなければならないものであり、我々県職員一同、そのような気持ちでもって、改革を進めるに際して留意していきたいと考えてございます。

それから、「環境放射線モニタリングに係る試料採取等業務」については、検討項目として掲げてありますが、これらの項目は、現在県が直接行っているものを、官から民への流れの中で、民間に委託を進めていくということでございまして、それによって、その業務を止めてしまうというものではございません。民間でやったほうが効率的・効果的にできる業務については、県が直営で行う必要はございませんし、これから県職員の人数が絞られていく中で、民間の委託を推進していかないとスリムな県庁も難しいということになりますので、今後も積極的に民間委託を進めていきたいと考えてございます。

それから、「県立医療療育センター(あすなる、さわらび)の管理運営体制の見直し」は、今回の実施計画で内容を補充した取組でございますけれども、お医者さんの確保とか、定員の関係とか含め、今後、重度心身障害児施設のサービスをどうやって提供していくかということ改革期間中にきちんと検討した上で、今後の具体的な方向を探っていこうということでございます。

高杉健康福祉政策課長：今の関係ですが、以前「さわらび」の所長さんが定年を迎えたが、なかなか医師確保ができず、施設の所長さんがいないと大変なことになるという新聞報道がございました。医師確保に関しては、病院等も大変医師が不足して確保が難しいのですが、同じようにここも医療関係及び施設関係の併設の機関ですので、トップとしての医師の確保が大変難しい状況になっている。一方で、同様の施設が「あすなろ」という青森市にある施設と「さわらび」という弘前市にある施設の2ヶ所あるということで、全体の施設のあり方を、施設の老朽化とか医療スタッフの確保等を含めて総合的に検討するため、現在、関係者による検討会議をもっております。そういう方向で検討していきたいということでございます。

木立委員長：よろしいですか。柳澤委員、どうぞ。

柳澤委員：「土壌分析業務の民間への移行」（8ページ）について質問です。取組工程のところ、平成21年度に民間移行とあり、その後空欄になっていまして、これから色々考えていかれるということだとは思いますが、どのような体制が出来上がったときにこの移行が完結するとお考えなのか伺いたしたいと思います。

というのは、やっぱり土壌分析は、して終わりじゃなくて、その後の施肥設計までもっていった始めて土壌分析の意味が出てくるわけで、そうすると項目をどうするかとか、土を採る場所は一ヶ所でいいのかとか、そういった色々細かいことが出てくるかと思うんです。取組内容を見ますと「農協グループ主体の体制に移行する」と書いてありますけれども、そうすると、おそらく土壌分析の結果を見て、そこでそういった製品の計画を農協さんも含めてそこまでやるのかなっていうイメージなんですけれども、自分自身で判断できるわかりやすい数値というのがあったほうがいいんじゃないかな、というふうに思います。

それから、「NPO法人との連携・協働推進事業の実施」（14ページ）で、初年度は意識調査をしますというご説明がありましたが、是非この項目の中にペーパーによるアンケートだけでなくヒアリングを入れていただきたいなと思います。やっぱり数字だけでは見えない部分が非常にたくさんありまして、直に話を聞いて、それこそがやっぱり協働の第一歩なのかなというふうに考えています。

あともう1点、「ネーミングライツ制度の導入」（59ページ）で、この間テレビで、どこの県だったかは忘れてしまったんですけれども、企業名がころころ変わったりとか自治体が変わったりとかで、非常に市民が戸惑っているというところを紹介していたんですね。こういう事例が幾つか出始めているので、そういったことも含めて、色々検討材料の要素の中に含めていただければなと思います。

石川行政経営推進室長：ネーミングライツについてお答えします。やはり他県の事例をみますと、皆が皆上手くいっているわけではなくて、例えば募集しても企業が集まらなかったり、せっかく成約したんだけど、お話があったようにころころ変わってしまったりとかがあります。実施にあたっては他県のそういった成功事例・失敗事例を十分見極めながら、制度を導入していくことになろうかと思いますが、厳しい財政状況の下では、命名権という形で歳入確保が図られるありがたい制度でございますので、企業にとってもPR効果があるというものについて、是非とも実施していきたいと考えてございます。

小笠原農林水産政策課長：土壌分析について答えします。健康な土づくりについては、県をあげて日本一健康な土づくり運動を行っています。その中では、当然土壌が今どのような状況にあるか

を分析することが基本となるということで、県も分析を行っているわけですが、来年以降の体制については、基本的には全農が土壌分析センターを県内において4月に開設して、そちらで分析をするという体制になっております。

したがって、分析そのものはそちらが基本になって、それ以外の産地指導に必要なものなどを、従来県の指導機関が行っていたものは行っていく部分もあるかと思いますが、一般的な分析業務についてはそちらに移っていく。

また仰るとおり、分析だけでは当然終わらないわけございまして、その結果を生かして翌年度以降の施肥計画にどのように働きかけていくのか。それは今申し上げましたように、県であれば例えば普及指導室がその試験結果をもって農家を指導して、あるいは農協団体においても指導員がいるところについては、その成果をふまえてここに指導していく。そういう形で生かしていくということになります。

実施計画では、「民間への移行の推進」という項目での内容なので、そこまでは記載しておりませんが、全体としては健康な土づくりという枠組みの中で行うという考えで取組んでおります。

岡田県民生活文化課副参事：NPO法人との連携・協働についてご提案・ご意見を承りました。県内でも相当数のNPOが設立されておりますし、色んなところでご活躍いただいております。県政の中でも相協働して活躍していただける場があるはずでございましょうし、県側としてもそういうものの参画が非常に大きな力になるのではないかと期待しております。

そういう意味で、今回ご提案させていただいたものは、今までもご提案を積極的に受け入れるようなことはあったのですが、よりテーマを前向きに絞った上で行政側のニーズもお伝えし、あるいはそのNPO側からのご提案等を伺いながら、お見合いの場といえば変ですけども、そういう場を積極的につくっていければよいのではということで、そのきっかけづくりの第一歩としてご提案させていただきました。

具体策については、これからご提案の趣旨を生かしながらよりよい方向を具体的に決めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

木立委員長：よろしいですか。熊澤委員、どうぞ。

熊澤委員：「グリーン・ツーリズム推進業務の民間への移行」（8ページ）についてお尋ねします。

このグリーン・ツーリズムに対しては各団体などで結構積極的に集客を行っていると思っておりますけれども、構造政策課として今はどのような業務を行っていますか。それと、民間にこれを委託した場合に、民間の方でネックになることがありましたら、お知らせ下さい。

小笠原農林水産政策課長：グリーン・ツーリズムに取り組んでいる団体は様々あるということは、私共も承知しておるわけですが、ここで民間への移行を考えているのは、あおもりカムカム農山漁村ネットワーク事務局と北東北グリーン・ツーリズム推進協議会事務局の2つについて、これは県で事務局をもっているわけですが、これらの運営を実践者主体に改めるなど、実際にその活動を行っている方たちを中心に行っていくほうが、スムーズにできるのではないかと考えているところです。

この取り組みによって特段何か支障が出るということは考えておりません。むしろ、より実態に合った活動のほうに移行できるのではないかと考えております。

木立委員長：よろしいですか。それでは他にお願いします。

藤村委員：はじめてこういう経験をさせていただいて、書類を読むだけでも手一杯な毎日を送っている私ですけれども、資料1の「青森県行財政改革実施計画（案）の概要」の趣旨の中で、「必要に応じた見直しを行いながら」という文言を入れてくださったということ。私は、すごく前向きに私たちの要望が通ったのかなということと同時に、この文言だけに終わらずに絶対この見直しを徹底的にやっていただきたいなというのを本当に思います。

それと、今ご説明を伺っていて感じたことを述べさせていただきたいんですけれども、5年間の取り組みについていろいろお話しをなさっている中で、とりあえず本庁部局で行います、県警察や教育庁関係は次、というような仰り方が所々にあったんですけれども、このたった5年間の間にやらなきゃならない時に、とりあえず本庁部局でというのはどういうものかなとちょっと感じました。まず、平成21年度、平成22年度で検討したりヒアリングしたりいろいろなことを準備しなきゃいけないのはよくわかりますけれども、あと残り3年しかないわけですよ。この3年の中で実施して、また次の大綱につなげるためにはやっぱり早急な行動をしていただかないといけないのかなと、お話しを伺っていて感じました。

人件費の問題もそうなんですけれども、本当に今一番大変な部分が人件費。知事さんはじめ役職のある方々が自分の身を削っているわけですから、やっぱり県の職員の皆様もそのくらいは。私たちもある意味痛みは引き受けますので、引き受けますと言っていいのかわかりませんが、その辺の意気込みをもうちょっと見せていただきたいなと感じました。

石川行政経営推進室長：私の説明がちょっと悪かったのかもしれませんが、大綱と同様にこの実施計画につきましても、やはりそれぞれ、知事部局は知事がトップであり、教育庁ですと教育長その他教育委員会という合議制の機関がトップになります。また、警察本部では公安委員会というのがありましてそこがトップになります。その上で、改革は県全体として取り組まなきゃいかんということで、パートパートに合わせまして、知事部局のみならず教育委員会あるいは警察本部にも協力をいただきながら一緒に進めていこうというふうなのが、実施計画でございます。

そしてやはり、1番先にやらなければならないのが知事部局。知事部局が先頭きってやらなければならないものですから、教育委員会等に話す時も、知事部局でもこれくらいやるから一緒にやってくれというような言い方を、足並みを揃えて改革を進めて行かざるを得ないという状況もございます。

ただやはり改革を進めるにあたりまして、全庁一丸となってやるというのが大綱にも書いてありますので、知事部局であろうが教育委員会であろうが、そこは足並みをそろえてしっかりやっていくということ。また、取り組みの姿勢としましてはやはり、コスト意識と合わせてスピード感をもってやるというふうなのが大綱にも書いてありますけれども、当然明日からすぐというふうなものもありますけれども、やはり時間をかけて皆様のご理解を得ながら進めていくというふうなものの中にはございますので、そういうようなものはしっかり皆様にご説明して改革を進めていくなど、出来るものはスピーディー感をもってやりますし、じっくり時間をかけて意見を聞きながらやらなきゃいけない改革はそういうにやるということです。

あくまでも基本線は、コスト意識とスピード感をもってそれぞれの項目に取り組ませていただきたいということですので、貴重な励ましのご意見として、我々一同肝に銘じてやっていきたいと考えております。

木立委員長：今のお答えで、よろしいでしょうか。

藤村委員：これも何も分からずに言っていたらごめんなさいですけども、担当課の欄で、各部局というのが随所に見られるのが、私だけかもしれないんですけどもすごく気になったんですね。この部分を、正直に申し上げまして、やっぱり責任の出所をこういうふうな文書の中でも明言したほうがいいのかという感じがいたしますので、「各」でなくて羅列してもいいのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

石川行政経営推進室長：非常に的を射たご質問でございます。やはりこの取り組みは誰が責任をもってやるのかというところがありますので、知事部局ですと各課の名前を記載し、教育委員会や警察本部は組織名ですけども、それぞれどこが主体として責任をもってやっていくのかということを示しております。

ただ、各部局と表現せざるを得ない部分もございます。先程もさっと説明したんですけども、総括表的なつくりになっており、実績段階で具体的に書かれていくという取り組みもございます。そのような場合、総括表の性格として、部局全部を書けば非常に欄が煩雑になってしまいますので、各部局と表現をせざるを得ない部分もございます。あるいは、特定の課が全庁的に取り組みを取りまとめるという場合も、特定の課名だけ書くとそこだけがやるのかと逆に誤解を与えかねない部分もありますので、例えば「行政経営推進室、各部局」のように表現しています。

今後5年間、どの部局でも様々な取り組みがあって、それを取りまとめて進行管理するのは行政経営推進室ですけども、実際の取り組みはそれぞれ各部局でやられるというものもありますので、その場合は各部局と記載しています。

委員ご指摘のようにごまかすということは毛頭ございませんで、可能な限り課名を明示することを基本として実施計画を作成してございますけれども、そのような事情でもって、課が特定できない場合については、残念ながら各部局という形になっているということをご理解いただければと思います。

木立委員長：今の説明でよろしいですか。それでは、若山委員お願いします。

若山委員：総論的なことについて質問なんですけれども、今改めて大綱を見直しているのですが、行財政改革の基本的考え方は、財政の健全化に体系的に絞られたというふうに解釈するべきなのでしょうか。

というのは、大綱の中で「行財政改革の体系」（8～9ページ）が非常にわかりやすく整理されています。その前では「時代に適応する公共サービスへの転換」（4ページ）ということによって「県民に真に必要なとされる、県でなければできない公共サービスの提供」というのが基本の精神としてあるんですけども、何か今回の説明を聞いていて、非常に夢と希望が全く出てこないという感じがありましてですね。その理由は何かということ色々考えましたら、一つは、例えば社会的に進められているITの活用・推進であるとか、産業の創造、雇用の維持や確保であるとか。そのために何をやるのかということが「体系」の中に全くないんですね。また県庁で、攻めの農業をやりたいということがありますが、それはどの項目と関連付けてくるのでしょうか。その点についてお願いします。

石川行政経営推進室長：この点につきましては、大綱を議論した際もあったわけでございますけれども、今つくる行財政改革大綱は、県の政策を進めていくための基本計画をしっかりと下支えるために、しっかりとした行財政基盤をつくらなくてはならないというのが、我々、行財政改革大綱をつくる部局に与えられた使命だと理解しております。あくまでも我が方は、行財政基盤の確

立ということが大命題でございまして、例えば産業雇用や攻めの農林水産業はどうするかということについては、「青森県基本計画未来への挑戦」のパートになるものと分けてございまして、繰り返しになりますけれども、それらが車の両輪として動くことによって青森県を進めて行くというふうに整理してございます。

ですので、あくまでも今の大綱につきましては、県の政策をどうやって打ち出していくかということではなくて、その政策を打ち出すための下支えする行財政基盤、ヒト、カネ、これを今後5年間でどのように節約しながら、政策に振り向けていくかについての方策を記載しているもの。当然、改革に伴う痛み等があるわけでございますけれども、なるべくその改革の中でも行政サービスを低下しないように工夫しながら、例えば民間で出来るもので安上がりになるものは民間に任せていこうとか、そういうふうな発想で取りまとめているのが、行財政改革大綱及び実施計画ということでございます。

政策については、企画政策部が担当する新基本計画のほうで進めていくものと考えてございますので、そういうふうな役割分担の下でそれぞれ計画をつくって進めていくというふうにご理解いただければ幸いです。

若山委員：ありがとうございました。一般的には、例えば過去にその財政改革を図った例では、一方では人件費削減とか、その他の経費の削減とか、あるいは儉約であるとかそういうことをして、もう一方では新たな産業を起こすというようなことで財政改革を行った事例が、どうしても自分の頭の中にあるものですから、その全体的なつながりを意識した上でなければ、県民としてはモニタリングできないのではないかという考えがありました。

次に、具体的な部分で、人の削減ということが頻繁にでてくるわけですがけれども、例えば5年後人を削減してどういう組織にするのか。削減した状態での人数が減ってその組織で今の行政サービスが提供できるのかどうか。その辺についての議論はどこかでされているのかというのが1点です。

それから、各論の部分になってくるんですが、「実施計画(案)」の52ページです。ここでは、財政健全化法に基づく健全化比率の改善を図るというようなことが示されていますけれども、具体的にその比率は、現状はどのレベルで、その目指す姿は何%なのか。それがはっきりわからなければ、途中の段階で上手くいったかどうか。例えば表の見方にある「 : 計画を上回っている」「 : 順調である」「 : おおむね順調である」などが判断の基準になってくるわけですがけれども、これをつける場合の見方、位置が全く県民にはわからないということが出てくると思います。

あと、表の見方なんですけれども、5段階で仮にやったとしても5年間の中で、平たい言い方で、例えば青森から東京まで行くとした場合に、3年目で仙台まで行くのかあるいは福島まで行くのかそれがはっきりしなければ、行政の側では上手くいったと見ていても県民の側では上手くいっていないという判断がどうしても出てくる。そういう認識の違いが出てきますので、基本的に企業の場合でも同じなんですけれども、戦略をきちんと展開しようというような場合には、定義、言葉をきちっと中学生でもわかる程度にするということと、数値化するということが、数値化できなければ、測定できない管理できない。この3つがありますので、是非この辺も見直してもらいたいと思います。

海老原総務部長：私から、人の部分を中心に答えたいと思います。私ども県庁知事部局は、今4,500人で仕事をしております。昔はどれくらいだったか調べてみましたら、10年前は

6,000人位でした。これから4年間で4,000人以下の体制にしようということですので、10年前の時代に比べれば3分の1も職員がいなくなるわけで、本当に大変だなと思っております。今の段階でどこの職場の職員をいくら削るという積み上げがあって、4,000人以下としているのではありません。積み上げると、どうしても必要だということになって、なかなか思い切った目標が出せないというところもございます。他県との比較ですとか、あるいは本県の厳しい財政状況などをいろいろ総合的に見まして、4,000人以下でやるんだという強い決意をした段階でございます。

これからどうやって仕事に支障が出ないようにしていくかが、本当に大きな課題だと思ってます。まずやはり県庁の仕事を減らさないといけませんので、民間委託あるいは民間への移行、NPOをはじめとする県民の皆様等との連携、そういったことで県庁の仕事をより必要性の高いものに絞っていくのも1つであろうと思います。その上でなるべく仕事の進め方を簡素にしていけることが大事だと思っています。組織のフラット化を進めて、なるべく職員一人一人が思い切って権限をもって仕事をできるような体制にしていけないといけないと思っています。

一方でチェックが出来ないと仕事の漏れが起こってしまいますので、チェックもしっかりしないと駄目だなということもかなり言われています。その迅速性、一人一人の職員が権限を持って仕事をするということと、でも行政で間違いがあったら色んな方にご迷惑をかけますので、チェックもしっかりするというところの兼ね合いをどうするかということを考えなければならないなと思っています。

1月に各主管課の人事担当グループリーダーの職員、だいたい50歳前後くらいで部の中心になっている人たちですが、その人たちに集ってもらいまして、半年くらいかけて、この4,000人以下の体制でどうやって仕事をしていくか皆で議論をしましょうということをやっております。その中では民間のコンサルタントにも相談をしまして、他の自治体で何かいい工夫はないか、民間企業で何かいい工夫はないか、そういったことも今やっております。

委員の仰った、少ない人員でどうやっていくのか。本当にこの大綱の中で、財政の健全化も大事ですが、少数精鋭体制をどうやってつくっていくかというのも一つ大きな課題だと思っていて、これは今後の実施計画の進行の中で色んなご意見をいただきながら、私たちも過ちのないようにしていかなきゃいけないと思っています。

福田財政課長：私から、財政についてのお話を申し上げたいと思います。まず少し先程のことにも関連するのですが、この大綱に沿いまして平成21年度当初予算案を編成したところでございます。その中で、大綱で改革に取り組むということで財源を生み出しながら、中・長期的な雇用の創出拡大などを中心といたしまして、「青森県基本計画未来への挑戦」のために166億円予算措置を講じたところです。また、現下の大変厳しい雇用・経済情勢を踏まえて、経済・雇用と県民生活、安心への対応として、これも大綱で行財政基盤をしっかり整えながらということですが、全体で362億円余の対策も平成21年度当初予算案で講じたところでございます。繰り返しになりますが、大綱によりまして行財政基盤の安定的な基盤を整えてきたことにより、今申し上げたようなことが可能になったというふうに考えております。

それから、財政健全化への道筋などについてでございますが、大綱におきましては財政健全化目標を大きく2つ示しております。1つは財源不足額。こちらを平成24年度に基金に頼らない収支均衡、基金取崩額をゼロという目標を定めております。もう1つは元金ベースのプライマリーバランスの黒字幅の維持拡大。こちらにつきましては、県債の新規発行を抑制しようとする目標

でございます、その発行を公債費の元金償還額を下回る水準に抑えること。またその差を前年度に比べて、大きくしていこうという目標を立てているところでございます。

この財政健全化目標につきましては、決算ではなく予算にかかるものとして目標を設定しております、目標の達成にあたっては、予算編成を通じて取り組むということでございますので、そうした目標の設定となっているものです。また、その予算が結果として決算に反映されていくものとなっております、地方公共団体財政健全化法に基づく4指標、こちらは決算のほうに関わる指標の水準となっておりますが、その数字はご説明を要するのかなと思っております。

現在出ている最新のもの平成19年度決算でみると、まず最初に、実質赤字比率については、こちらは本県は赤字が出ておりませんので問題は現時点ではありません。それから、実質公債比率は15.8%となっております、早期健全化基準は25.0%ですのでそれを下回っているところです。それから、将来負担比率につきましても、現在本県は236.1%となっております、早期健全化基準の400%を下回っているという現状でございます。

これらの財政健全化指標と大綱における財政健全化目標との関係について申し上げますと、まず基金取崩額にかかる目標は、実質赤字比率に反映されるものと考えております。基金がある間は基金取崩額ということになりますが、基金がなくなれば実質赤字となってまいりますので、この基金取崩額をゼロにしようとする目標、それによって基金残高をなんとか確保していこうという目標は実質赤字比率、こちらを実質赤字にしないという目標に他ならないと考えております。本県財政の場合、これが最も憂慮すべき指標というところで考えているところでございます。

それからもう1点、元金ベースのプライマリーバランスにかかる目標は、県債の新規発行を抑えるということでございますので、実質公債比率と将来負担比率、この2つの指標を抑えていく糧になると考えておまして、財政健全化指標との関連で申し上げれば、この2つの目標があれば何とか早期健全化基準のほうに移行するようなことはないと考えることができるものと考えているところです。

ただ、これらの指標いずれも分母があり、県税それから実質的な交付税等で分母が決まってまいりますので、分母が小さくなれば指標が悪化するということが十分考えられます。そういった意味では、県税の確保あるいは実質的な地方交付税の確保ということが大変重要ですので、そういったことについても合わせて取り組む必要があると考えております。

それから最後に、この目標を達成するための各年度の道筋というところにつきましては、冒頭で吉田管理監のほうから説明のありました、資料1の参考にある「行財政改革効果額の見込等」（2ページ）をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、かなり歳入環境によって大きく変動し得るものではあります、行財政改革大綱を策定したときにはいろいろと調整中のところがあったわけですが、平成21年度予算編成を通じてこの具体化を図りまして、この度は個々の項目に対してどれくらいの効果額を期待するかという数字を、年度ごとにお示したところでございます。今回、平成21年度の「行財政効果反映後の財源不足額」が71億円となっておりますが、大綱策定時点では120億円程度と見込んでいたところでございます。こういった数字と、各年度予算編成につきまして財源不足額が一体どの程度になったのか、こういったものを見比べていただきながら、この数字のリニューアルも含めて、各年度の道筋の確認といったことも合わせて、進行管理を数字の面でもしていくということは、確かにご指摘のとおり重要なことになってくると考えております。

若山委員：大変ありがとうございました。専門的な言葉で数値も根拠立てて説明してもらって大変

わかりやすいんですけれども、県民の立場として知りたいのは、例えば目標はあるとしても先程話されたように分子分母ですよ。その中にとるべき行動っていうのが各それぞれのセクションで出てくると思うんですね。それが行動とつながっていれば、これをやることによって結果はその予算達成に皆で向かっているんだという道筋が見えるんですけれども、全体的なつながりが見えないので、そこのところをはっきりして欲しいという要望が問題の本質ではありました。

それと、人件費削減のほうに戻るんですけれども、確かに過去に6,000人いて現在は4,000人だという実態。これはもうその通りで、かなり努力されていると思います。ただ、今一般の企業では「激しく発展しなければ激しく落ち込む時代」と言われて、全て企業は挑戦というようなことで、新たなことにどんどん取り組んでいる。過去の延長線上に未来は無い。もうこれは定理になってしまっています。一方では、IT化がどんどん進んでいますので、今までは10人必要であった仕事が1人でも十分こなせるというふうな環境の変化は大きいわけですから、そういう意味では、既成の今までやってきたことに捕らわれずに、あるべき姿というのを十分議論して、思い切った改革を図って欲しいなというふうに思います。以上です。

海老原総務部長：一言だけ申し上げます。仰るように、ITの活用というのは我々も大事な、キラーコンテンツだなと思っています。県庁も庶務の人間がかなり多かったんですけれども、今は旅費の請求ですとか時間外ですとかは、全てコンピュータを使って職員本人が入力するような形に変えまして、これで80人位職員数を減らすことができました。また、総務事務センターというセンターをつくってやりましたので、ここでかなりの数の民間の方の雇用の場も出来ておりまして、職員数の削減と職場の確保というものが出来たのかなというふうに思っております。何か今では違ったことを考えないと出来ないんだろうな、ということは我々も思っていますので、しっかりやってまいりたいと思います。

財政についてもですね、特に県の財政というのはわかりにくいといわれることが多いんですね。これはなぜか、いろいろな方に説明して思うんですけれども、国、県、市町村とありまして、県は国からいただくお金というのは非常に多いんですね。国庫補助金、交付税だとか、譲与税だとか。一方、市町村に出すお金も非常に多くて、市町村を通じて県民の皆様の仕事をするような部分が多いんですね。国からくるお金、あるいは市町村からもらうお金、出すほうもですね。直接ではなくて国に払ったり市町村に払ったりで、ちょうど国と市町村の真ん中にありますので、非常にお金の出入りが難しいというところもあります。その結果なんですけれども、結局財務の規模もですね、国の財政政策や経済政策に大きく左右されたり、歳出も市町村の判断で変わったりというのがありまして、県だけで中々決まらない部分が多いということがありまして、県の抱える難しいところかなと思います。やっぱりわかりやすく説明する、それから、×とまできれいにいかどうかわかりませんが、その進捗状況がわかるようにすることは非常に大事だと思います。色々工夫をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

木立委員長：どうもありがとうございました。それではまだご発言のない方、何か。

須藤委員：私が今お聞きしたいと思うのは、「青森県地域保健センター連絡協議会事務局の移管」（4ページ）に関係するかなと思ってしゃべります。私たちが住む日本は世界でも例を見ない自殺の国だそうです。また、青森県は山梨、秋田に次いで3番目に自殺する人が多いというデータが最近出てきました。ところで、保健衛生課ではそのようなデータなども把握しているのでしょうか。心の病でもって自殺者が多いんです。そして本当に自殺する人は、働き盛りの男性がほぼ

上位を占めています。そこで、ここでは、今までどのような調査がなされてたのか。それは、何が原因かという調査でも人数でも結構ですし、それは県でやっている、あるいは民間に任せているということでもいいですので、わかったところまでお知らせしていただければと思っております。高杉健康福祉政策課課長：青森県地域保健センター連絡協議会事務局とは、市町村においている市町村保健センターや母子保健センター、そういう施設の普及や発展を図っていくということで、会員相互の連絡調整を図ることが目的です。委員の仰ったいわゆる自殺数等については、精神保健福祉センターのほうで実際の相談業務を行ったり、また県の障害福祉課のほうで厚生統計、衛生統計の部分で自殺者数がいくらになっているかとかその原因はどうだとか分析をしている状況でございます。

木立委員長：他の委員から何か。

小形委員：1つ聞きたいんですけれども、「県立美術館の管理運営方策の検討・実施」(17ページ)に関してです。先日私、縄文まほろばパークについて単体の損益、決算があるのかとお尋ねしたら、そういう小さい単位では無いというお答えがあったので、私、県庁の資料センターへ行きまして調べたんですけれども、やっぱり無いんですね。もっと大きな歳出のくくり、私らが言いますと横のくくりっていいですか、そういうくくりではあるんだけれども、単体の損益が無い。

民間の発想から言いますと、小さい店があって、店単体の損益の合体が全社という感じになるんだけど、そういう点で言うと例えば県立美術館でもそうだけれど、細かいところを突っつくっていい気持ちじゃないんですけどね、例えば縄文まほろばパークは無料ですよ。そこで200円でも300円でも料金を取らないと。来てるのはほとんど県外から来てる人たちで、まあ変な話、その人たちがトイレを使ったりとかそういうような経費も全部県民が負担すると。こういうふうなことっていかがなものかと。そういうことが1つですね。

そういう意味で、会計自体は小さいものを合体したものではないかと。例えば県立美術館もそうですけど、何年度にいくらの予算があって、建物にいくら使ってどういう業者からどういう物品の納入がありましたと。そして、今年はどういう入場者の掛け算をして、民間でいうと売り上げがいくらになります。歳出はいくらです。従って赤字ですとか。そういう損益の観念が非常に薄いんじゃないか。従って予算主義といいますか、はっきり言うと民間だと売り上げが下手すると流動費が大変になって倒産するかもしれないという話になるんだけれども、予算があってそれを使うという考え方でいくと、そこに損益という概念は非常に薄いんじゃないかなと。

そうすると、この100ページとか200ページとか、いろいろなすごくよろしい細かい資料は配られるんだけれども、質問できないですよ。中身に対して。それに文句をつけようという気はないけれども、簡単に言えば、歳出に関しても大まかに言ったら、我々が言うと例えば家賃とか地代経費とか、大まかにみると4分割、細かくみても15、6くらいの経費の分担があれば、大体はチェックできるわけですね。そういう体質になっていないということは、出来ないことなのか、必要ないことなのかという点も、あわせてお聞きしたいということです。

総合的には、この間申し上げましたように、私の願いはただ1つで、基本計画で目指すとしている、県民所得が向上することだけを願っているわけです。この間配られた「あおもり県民だより」の2月号にはですね、十年で県民所得を1.5倍にするということが盛られていました。これは大変すばらしいことなんだけれども、ただ1つ懸念するのは1.5倍といいますと、327万位になるんじゃないかなというのですが、これは例えば滋賀県クラスといいますか、インフ

レが期待できないとすると今のレベルで滋賀県クラスっていうと、全国でだいたいトップ5位と全国平均を超えてしまうような目標となる。目標なので、これはこれで夢があるという話ではいいんだけど、ちょっと現実から見ると乖離しすぎなんじゃないかな、あまり肩に力を入れすぎじゃないのかなという気がします。

そこは意見で質問じゃないんですけども、質問としてはいわゆる単体あたりの損益というものは出せないものなのかどうか。このことについてお聞きしたいと思います。

福田財政課長：県立美術館のお話がありましたけれども、一般的な県の所有する施設については、行政コスト計算書という形で、現在公表しているところです。そこでは、減価償却費とか推計を行いまして、どの程度の費用がかかっているのか、入場者数はどのくらいで、1人当たりの経費はどのくらいか。こういった数字について公表しています。

それから、その経費をどう賄っていくのか。これは個々の施設によって公益性などございまして、収益で全部賄える場合は民間でやっていただければいいわけですが、縄文の事例がございまして、観光的な意味で公益性があるような部分もございまして、そこについてどのくらいを使用料で賄っていて、どのくらいを行政コストで、納税者の負担で提供しているのかと。こういった数字も合わせて、その中でお示しをしています。

確かに最初に予算が決まっているわけなんですけれども、これは決算をベースにして数字で計算し直しているということで、具体的な中身は予算で考えていくことにはなるかと思いますが、決算も踏まえながら考えているところです。

例えば、指定管理者制度ですが、これを導入した施設とそうでない施設という分け方をしますと、やはり指定管理者制度を導入したほうが行政コストの削減を図られているといった状況についても、行政コスト計算書の数字の結果を通じて読み取れるということもございまして、そういった形で今後、活かせるものは活かしていきたいと考えております。

小形委員：ちょっとくどいように申し訳ないんですけども、ここに出ているホームページでその辺は確認できるということでしょうか。

福田財政課長：財政課のホームページに載っております。そちらのほうで県の施設全般についてまとめた資料がございまして、そちらをごらんいただければと思います。

木立委員長：今のご説明でよろしいですか。他に。鶴海委員どうぞ。

鶴海委員：直接の質問というわけではないんですけども、先程平成21年度予算のお話の中で、基金取崩額が大綱作成時には120億ほどだったものが71億に縮小したと、ものすごい効果が出ていると思うんですけども、昨今、大綱を作った時に比べると景気もものすごく悪くなっておりまして、たぶん県税収入は大きく変動する可能性があるんじゃないかと思えます。

そこで、平成20年度の補正も含めて、景気の変動が財政収支、特に県税収入にどのくらい影響を与えるのか。あるいは、その水準を前提とするとこの平成21年度以降に掲げている財源不足はかなり変動を生じるのか。ないしはですね、当地は元々厳しいので、そんなに税収は実は変動しないんですけども、このところが日本全国と違うところなので、その辺の弾性といいますか、どういうふうに見ていらっしゃるのかを教えてください。

福田財政課長：まず税収のお話がありました。平成21年度の当初予算案について、県税、地方消費税清算金、地方法人特別譲与税の3つを含めた数字で申し上げますと、前年度に比べまして

137億円余、8.0%の減となっております。特に法人2税で申し上げれば、法人2税と地方法人特別譲与税を合わせた額で、71億円余、19.2%の減ということで、かなり税収の減は実際に出てきております。

また同時に今回は、税収が減りますと財源不足が拡大しますので、国から地方交付税が措置されるということになっておりまして、ほぼその税収減を補う形で実質的な地方交付税が本県に配分されて、地方一般財源総額としてはほぼ前年並みが確保されているという状況でございます。

ですから、これから先どうなるかはわかりませんが、本県の財政にとって重要なのは、県税も確かに大事なんですけども、実質的には地方交付税も合わせた地方一般財源総額がきちっと確保されることが大事でございますので、そういった意味では、税収の減はあったわけでありまして、その部分は確保されたところではあります。

平成22年度以降も地方交付税の所要額については各方面に求めていかなければならないという観点でございますので、当然内訳の見直しなどはローリングにおいて検討しないといけないと思っておりますけれども、基本的な方向性とすれば、地方一般財源総額が今後も前年度に引き続き確保されるべきといった考えで取り組んでいくと、現時点では考えているところでございます。

鶴海委員：税収が減るとその分だけ交付税が増えるというのは、そうしたルールがあるんですか。

福田財政課長：一つ申し忘れたんですが、今回その分を結局何で穴埋めをしたかといえば、赤字地方債を大きく発行して穴埋めしているということございまして、やはり税収が減になると赤字地方債に頼らざるを得ない現状がございます。

国のルールで申し上げれば、全国の数字でみて、当然地方で必要な歳出額があり、一方で地方税の見込額があるわけですが、それで足りない分は、基本的には地方交付税の財源保障の機能によって確保されると。ただ、国税の一定割合が地方交付税の原資とされておりますので、その部分で足りない部分が出てくると、それは財源不足額となりまして国と地方で折半しながら負担し合うと。その地方の分については、臨時財政対策債という特別の赤字地方債で賄うということになりまして、そういう形で一応は安全装置的なものはあると言えます。

ただ一方で、本県では赤字地方債、つまり県債の発行額が大きく増加するという形で、結果として厳しい財政運営を強いられていくということがあるんですが、制度上はそういうことになっております。

鶴海委員：そういう意味では地方財政的には、景気変動の部分をある程度カバーしてくれるような制度になっていて、それが国全体としてカバーしきれない部分を折半で負担するという制度になっているということなんですか。そういうふうに景気の変動に伴って収支が増えないようになっているということなんですか。仕組みとしては、

福田財政課長：当然、国税、地方税が落ち込めば、国と地方を通じた財政というのは非常に悪化するわけがございますけれども、ただ地方財政につきましては交付税制度を通じまして、主要な財源を確保するような形で、ただ現ナマとしての交付税がくるわけではなく、臨時財政対策債としてとりあえず起債をして後年度交付税で100%措置されるといった形で、財源の手当てがなされる。これも当然、国も財政状況が厳しければ、これだけの地方交付税が確保し続けることができるのかという意味では予断を許さないところではあります。一応制度上では今申し上げたような仕組みとなっております。

木立委員長：まだご質問があるかと思いますが予定の時間となりました。是非一言という方がい

らっしゃれば、よろしいですか。

この「青森県行財政改革実施計画（案）」の考え方や細部について、文書だけではわからなかったことが各委員のご質問によって示していただいたと思います。そういった意味で有意義であったと思いますけれども、全体としてこの「青森県行財政改革実施計画（案）」について異論はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案を了承するということとさせていただきます。

それでは、「その他」として、県側から何かありますか。

石川行政経営推進室長：実施計画に係る今後の予定について、申し上げます。

本日ご了承をいただいた「青森県行財政改革実施計画案」については、今後2月の定例県議会での議論等を経て、3月中旬に策定する予定としております。その際、本日の実施計画案からの変更が軽微な修正等に止まる場合には、委員長とご相談の上、最終的な実施計画については、委員会開催に代えて文書報告とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、実施計画に掲げた項目の取組状況については、平成21年度以降、毎年度の半ば頃に本委員会を開催してご報告申し上げ、委員皆様からのご意見等を賜りたいと考えておりますので、今後とも引き続きよろしくお願いたします。

以上でございます。

木立委員長：ただ今説明がありましたように、これから議会があり、多少の変更があり得ることですが、最終的な実施計画の取扱いについては委員長一任とさせていただくということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、以上で本日の議事は終了です。進行を事務局にお返しします。

3 閉会

小笠原副参事：ありがとうございました。最後に、総務部長より御挨拶を申し上げます。

海老原総務部長：本日は年度末のお忙しい中、各委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。

昨年来、委員会をずっと続けてまいりまして、大綱が策定され、そして計画案まで漕ぎつけることができたということで、私ども一つの節目だなというふうに思っております。今日の委員会でも非常に様々なご意見をいただいたと思っております。しっかりやらなきゃいけないという思いを、今日は各部の職員来ておりますが、ここにいる職員一同で改めてその思いを強くしたところであります。

大綱をつくり始めたのが今年の今頃だったかと思うんですが、本当にこの1年間で大きく環境が変わりました。何人かの委員からもお話がありましたが、雇用の確保というのが1年前はこれほど強く出てくるとは誰も思っていなかったと思うんですね。我々も思っていませんでした。昨年秋から大きな課題になりまして、当初予算でも、行革に取り組んで生み出した財源や人員を、かなり雇用のほうに使うような形になってきています。

それから最後に税収のお話もありましたが、8%の減ということですので過去最大規模の県税の減収がありました。これも我々予想していませんでした。交付税で最低限のセーフティー

ネットが自治体に張られていますので、それが機能して助かった面もありますが、やはり厳しくなった面もある。先程、毎年度の見直しという文言が大事だよという意見もいただきましたけれども、これだけ時代の流れが早いとしっかり見直しをしていかなきゃいけないんだと、これも改めて痛感させていただきました。

4,000人以下の体制のところですね、私どもまだどこをどうしたらよいのか確たる答えをもっているわけではございません。いろいろ試行錯誤していく中で一番いい形を探っていきたいなと思っておりまして、いくつか今日ヒントをいただいたなという思いもございます。

いずれにしても実施計画まではできましたが、行革というのはやはり一つ一つの作業の積み上げですので、これからの進行管理が一番大事だというふうに私どもみんな思って仕事をしているつもりであります。これからしっかり大綱の計画期間内、特に集中改革期間である3年間、がんばっていきたいと思いますので、引き続きのご指導をお願いしたいと思います。

以上を申し上げさせていただきます、簡単ではありますが閉会のあいさつに代えさせていただきます。またよろしく願いいたします。

小笠原副参事：以上をもちまして、平成20年度第4回青森県行財政改革推進委員会を終了いたします。